前橋市監查委員公表第4号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年5月7日

前橋市監査委員福田清和同田村盛好同中里武同笠原

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年3月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)

指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等

【監査対象団体:社会福祉法人前橋市社会福祉 協議会】

4 指定管理料等の余剰金の取扱いについて(要 望事項)

老人福祉センターにおける公の施設の管理に関する協定書では、指定管理料に余剰金を生じたときは、市と指定管理者で協議のうえ、余剰金を返還することと規定しているが、平成26年度以前は、余剰金の取り扱いが明確になっていなかったこともあり、現在まで余剰金が返還された実績はなく、過去からの余剰金が指定管理者に留保されている状況であった。

現状では、この余剰金の一部を老人福祉センター指定管理業務の経費に充当するなどし、その解消を図ってきているところであるが、経費に充当するのではなく、指定管理業務に係る非常時の運転資金等の所要額を考慮したうえで、指定管理者と協議し、余剰金の返還について、適正な指導を行うように努められたい。

平成30年度から3年間の指定管理先について、引き続き、前橋市社会福祉協議会となることが決定している。

老人福祉センターの運営に要する年間費用は、230,935,000 円を予定しているが、市からの指定管理料は各年度194,301,000 円とし平成29年4月1日現在の余剰金である93,277,995円のうち、93,000,000円については、各年度31,000,000円ずつを老人福祉センターの運営費用として充当することとした。

なお、老人福祉センターの運営に要する費用は、余剰金より充当した金額を優先的に使用することとした。